



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年10月5日火曜日 第247号

◇ 目 次 ◇ 告 示

落札者等の告示.....（消防防災安全課）...1217
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....（農地整備課）...1217
 愛媛県森林審議会会議規程の一部改正.....（林業政策課）...1217
 都市計画の変更案の縦覧.....（都市計画課）...1218
 指定居宅サービス事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）...1218
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）...1218
 土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）...1219

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....（産業創出課）...1219

公安委員会規則

古物営業法施行細則の一部を改正する規則.....（警察本部生活環境課）...1222

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1169号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年10月5日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
令和3年度愛媛県消防防災ヘリコプター定期点検、耐空検査及び無線検査等業務 一式	愛媛県県民環境部 防災局消防防災安全課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和3年9月17日	セントラルヘリコプターサービス株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1	75,284,000円	一般競争入札	令和3年7月20日

○愛媛県告示第1170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市小松町妙口地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和3年10月5日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

- 県営土地改良事業（ため池等整備事業・池の谷地区）計画書の写し
- 縦覧期間
令和3年10月6日から11月2日まで
 - 縦覧場所
西条市役所本庁、東予総合支所、丹原総合支所及び小松総合支所

○愛媛県告示第1171号

愛媛県森林審議会会議規程（昭和26年10月愛媛県告示第594号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年10月5日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略 (議決の方法)</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 可否の表明は、<u>挙手その他これに類する方法による。ただし、重要と認められた事項については、決議に基づき、投票によることができる。</u> (議事録)</p> <p>第9条 省略 2 議事録には、会長及び審議会の定める2人以上の出席委員が署名しなければ<u>ならない。</u></p> <p>第10条 省略 (部会)</p> <p>第11条 省略 2～4 省略</p> <p>5 第1条から第4条まで、<u>第7条、第8条及び第9条第1項の規定は、部会の会議について準用する。</u></p> <p>第12条 省略</p>	<p>(議席の決定)</p> <p>第5条 議席は、あらかじめくじで定める。</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略 (議決の方法)</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 可否の表明は、<u>起立又は挙手</u>による。但し<u>、重要と認められた事項については、決議に基づき</u>、投票によることができる。 (議事録)</p> <p>第10条 省略 2 議事録には、会長及び審議会の定める2人以上の出席委員が署名捺印しなければならない。</p> <p>第11条 省略 (部会)</p> <p>第12条 省略 2～4 省略</p> <p>5 第1条から第4条まで、<u>第8条、第9条及び第10条第1項の規定は、部会の会議について準用する。</u></p> <p>第13条 省略</p>

○愛媛県告示第1172号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び宇和島市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和3年10月5日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

変更前	変更後
南予レクリエーション 都市計画道路 3・5・11住吉町大浦線	宇和島都市計画道路 3・5・11住吉町大浦線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 宇和島市住吉町、大浦の各一部

○愛媛県告示第1173号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和3年10月5日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人しまなみ福祉会	デイサービス フレンズ	愛媛県今治市立花町4丁目5番26号	令和3年8月1日	通所介護

○愛媛県告示第1174号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年10月5日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建(開)第25号 令和3年9月28日	伊予郡松前町大字中川原字広末653番3	松山市余戸中2丁目1番5号 ボワソーム201号 兵頭 光

○愛媛県告示第1175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、城辺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年10月5日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists board members and their addresses.

Table with 3 columns: 氏名, 住所. Lists retiring members and their addresses.

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists retiring board members and their addresses.

訓令

○愛媛県訓令第20号

庁中一般
各地方機関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年10月5日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Comparison table between '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment) regarding decision-making items. Includes columns for organization name, business type, item, and decision-making authority.

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
経営支援課	1～5 省略					
	6 省略					
	7 省略					
	8 省略					
	9 省略					
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					
	13 省略					
	14 省略					
	15 省略					
	16 省略					
	17 省略					
	18 省略					
	19 省略					

事務	則（以下この部において「省令」という。）第13条第1項）				
	2 特定新規中小企業者の確認（省令第10条第1項、第11条第1項）				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
経営支援課	1～5 省略					
	6 下請中小企業振興法の施行に関する事務	1 下請中小企業振興に関する指導（第15条）				—
	7 省略					
	8 省略					
	9 省略					
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					
	13 省略					
	14 省略					
	15 省略					
	16 省略					
	17 省略					
	18 省略					
	19 省略					
	20 省略					
	21 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行に関する事務	1 中小企業者の事業活動の継続の支障に関すること。 (1) 認定（第12条第1項） (2) 認定の取消し（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第9条第1項から第9項まで、第14項から第17項まで）				—

2 指導及び助言（第15条第1項）				—
3 第一種経営承継贈与者等の相続の開始に関すること。				
(1) 確認（省令第13条第1項、第3項から第6項まで、第8項、第9項、第11項）	—			
(2) 確認の取消し（省令第13条第13項）	—			
4 災害等により被害を受けた中小企業者に関すること。				
(1) 確認（省令第13条の2第1項、第3項）	—			
(2) 確認の取消し（省令第13条の2第5項）	—			
5 指導及び助言の要件に関すること。				
(1) 確認（省令第17条第1項）				—
(2) 変更の確認（省令第18条第1項から第4項まで、第7項、第8項）				—
(3) 確認の取消し（省令第19条第1項、第2項）				—
6 特例承継計画に係る報告の確認（省令第20条第1項、第2項、第8項から第13項まで）				—

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2（第4条関係） 局長の権限に属する地域産業振興部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項					別表第2（第4条関係） 局長の権限に属する地域産業振興部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項				
組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局 長	専決者 部 課 長				局 長	専決者 部 課 長

商 工 観 光 課	1～3 省略				
	4 中小企業等経営強化法の施行に関する事務	1 経営革新計画の承認及び変更の承認（第14条第1項、第15条第1項、第72条第2項）			
	5～8 省略	2 省略			

備考 省略

商 工 観 光 課	1～3 省略				
	4 中小企業等経営強化法の施行に関する事務	1 経営革新計画の承認及び変更の承認（第14条第1項、第15条第1項、第66条第2項）			
	5～8 省略	2 省略			

備考 省略

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 地方局長に委任する事務のうち、地域産業振興部及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(140) 省略</p> <p>(141) 中小企業等経営強化法第70条第2項の規定に基づく調査に関すること。</p> <p>(142) 中小企業等経営強化法第70条第8項の規定に基づく指導及び助言に関すること。</p> <p>(143) 中小企業等経営強化法第71条第2項の規定に基づく報告の徴収に関すること。</p> <p>(144)～(216) 省略</p> <p>3～6 省略</p>	<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 地方局長に委任する事務のうち、地域産業振興部及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(140) 省略</p> <p>(141) 中小企業等経営強化法第64条第2項の規定に基づく調査に関すること。</p> <p>(142) 中小企業等経営強化法第64条第7項の規定に基づく指導及び助言に関すること。</p> <p>(143) 中小企業等経営強化法第65条第2項の規定に基づく報告の徴収に関すること。</p> <p>(144)～(216) 省略</p> <p>3～6 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第9号

古物営業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月5日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

古物営業法施行細則の一部を改正する規則

古物営業法施行細則（平成15年愛媛県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p>	<p>（申請書及び届出書の提出部数）</p> <p>第2条 施行規則第1条第2項の規定による許可申請書、第4条第2項の規定による再交付申請書、第5条第3項の規定による届出書及び第5条第7項の規定による書換申請書の提出部数は、1通とする。</p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p>

第6条 省略

様式第1号(第2条関係)

省略

様式第2号(第2条関係)

省略

注 省略

様式第3号(第2条関係)

省略

様式第4号(第2条関係)

省略

様式第5号(第2条関係)

省略

様式第6号(第3条関係)

省略

注 省略

様式第7号(第3条関係)

省略

注 省略

様式第8号(第3条関係)

省略

様式第9号(第3条関係)

省略

注 省略

様式第10号(第3条関係)

省略

様式第11号(第3条関係)

省略

様式第12号(第3条関係)

省略

注 省略

様式第13号(第3条関係)

省略

注 省略

様式第14号(第3条関係)

省略

注 省略

様式第15号(第3条関係)

省略

注 省略

様式第16号(第3条関係)

省略

注 省略

様式第17号(第3条関係)

省略

注 省略

様式第18号(第3条関係)

第7条 省略

様式第1号(第3条関係)

省略

様式第2号(第3条関係)

省略

注 省略

様式第3号(第3条関係)

省略

様式第4号(第3条関係)

省略

様式第5号(第3条関係)

省略

様式第6号(第4条関係)

省略

注 省略

様式第7号(第4条関係)

省略

注 省略

様式第8号(第4条関係)

省略

様式第9号(第4条関係)

省略

注 省略

様式第10号(第4条関係)

省略

様式第11号(第4条関係)

省略

様式第12号(第4条関係)

省略

注 省略

様式第13号(第4条関係)

省略

注 省略

様式第14号(第4条関係)

省略

注 省略

様式第15号(第4条関係)

省略

注 省略

様式第16号(第4条関係)

省略

注 省略

様式第17号(第4条関係)

省略

注 省略

様式第18号(第4条関係)

省略

様式第19号（第3条関係）

省略

注 省略

様式第20号（第4条関係）

省略

注 省略

様式第21号（第5条関係）

省略

注 省略

省略

様式第19号（第4条関係）

省略

注 省略

様式第20号（第5条関係）

省略

注 省略

様式第21号（第6条関係）

省略

注 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。